

協定名	観音崎	協定区域	鴨居3丁目	区画数	603 区画	面積	12.71 ha
用途地域	第1種低層住居専用地域（風致地区）			防火地域	指定なし		
認可年月日	昭和60年1月25日		期間	廃認年			

項目	制限内容
敷地	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 敷地の分割はできないものとする。</li> <li>* 敷地の形状変更はできないものとする。</li> <li>（ただし、カーポート及び外構造園等で必要最小限度のものはこの限りでない。）</li> </ul>
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離のうち、道路に接する部分 1. 5m以上</li> <li>* 建築物の外壁、またはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離のうち、その他の部分 1. 0m以上</li> <li>（車庫については風致の許可上、道路からの距離に対し土木部長通知により緩和あり。）</li> </ul>
用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 一戸建専用住宅（2世帯同居を含む）、医院（獣医院を除く）併用住宅 } 及びそれらの附属建築物</li> <li>* 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅</li> <li>* 建築基準法施行令第130条の3に定める兼用住宅は次に掲げる区画について適用する。</li> <li>3-25-23~24 3-26-9~18 3-38-10 3-39-12~22 3-41-1</li> <li>3-73-14（住居表示番号）</li> </ul>
形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 階数 2階以下（地階を除く）</li> <li>* 地盤面からの最高高さ 10 m</li> <li>* 地盤面からの軒の高さ 7 m</li> <li>* 建ぺい率 40%（角地緩和適用有り）</li> <li>* 容積率 80%</li> <li>* 北側斜線 5m+1.25L</li> </ul>
構造	
意匠	
設備	

**※建築をされる方は 建築確認申請をする前に協定区域内の委員会と事前のお話し合いを行ってください。**

建築協定区域には、協定を運営するための委員会が設置されています。

協定委員会の連絡先は建築指導課許認可係(046-822-8527)までお問合せください。